

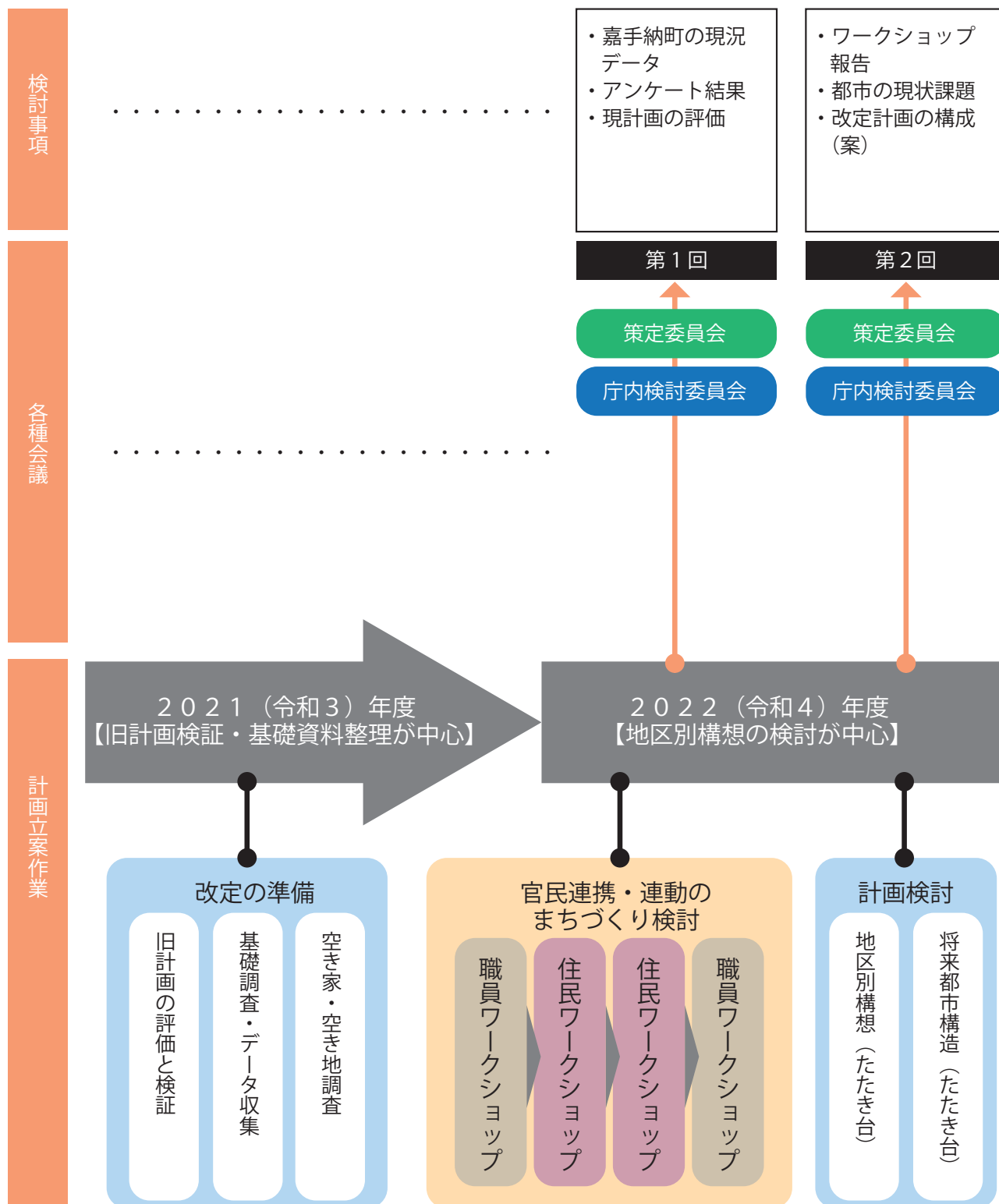
卷末資料編

I 数値でみる嘉手納町

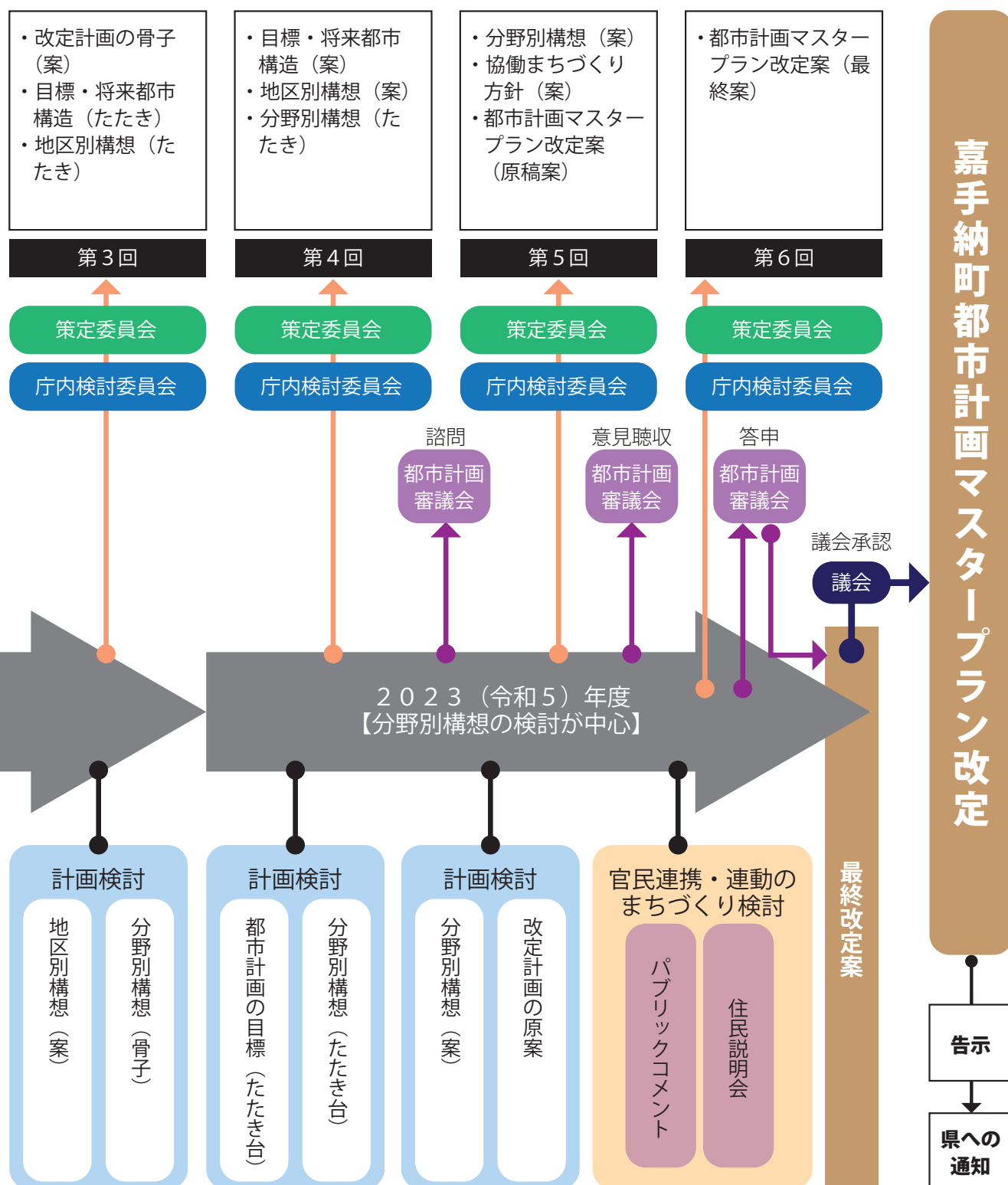
項目		嘉手納町全体
面積（町全体に占める割合）		1,512ha 軍用地を除くと 272ha
人口・コミュニティ	人口（町全体に占める割合）	13,521 人
	世帯数（町全体に占める割合）	5,220 世帯
	世帯人員	2.6 人／世帯
	人口密度	49.71 / ha（※軍用地除く） 町全域に対する人口密度 8.94 人 / ha
	年少人口（総人口に対する割合）	2,307 人（17.1%）
	高齢人口（総人口に対する割合）	3,273 人（24.2%）
土地利用 （用途地域内）	用途地域面積	206.3ha
	宅地（住宅用地）占有率	36.1%（98.1ha）
	市街地開発面積占有率	6.3%（17.2ha）
	DID 占有率	67.9%（184.8ha）
都市機能	売場面積 1,000㎡以上の小売店舗数	—
	〃の売場面積	—
道路交通	バス路線数（上り下り）	14 路線
	道路占有率	16.4%（44.5ha）
都市環境	都市公園等数（都市公園、緑地、広場）	10 箇所
	公園等面積	31.6ha
	ひとりあたり公園面積	23.37㎡ / 人
景観・歴史	指定文化財数	28 件
	景観・歴史資源数	22 件
福祉	子育て関連施設数	13 箇所
防災	一時避難施設数（内、広域避難場所）	24 箇所（16 箇所）
	土砂災害警戒区域	5 箇所（8.9ha）
	老朽木造建築物（内、木造）	1,932 棟（443 棟）
	津波浸水想定区域面積（地区に占める割合）	56.9ha（3.8%）
公共施設	公共施設数	57 施設
	町営住宅数（内、県営住宅数）	6 箇所（1 箇所）
	町営住宅戸数（内、県営住宅戸数）	269 戸（182 戸）
	学校施設数（内、小・中学校数）	3 校（小 2・中 1）

東部地区 【東区・中央区】		西部地区 【北区・南区・西区・西浜区】		出典等
132.0ha (8.7% _ 軍用地を除くと 48.5%)	140.0ha (9.3% _ 軍用地を除くと 51.4%)	嘉手納町全体は町 HP、地区別は GIS 面測		
4,666 人 (34.5%)	8,865 人 (65.5%)	R2 国勢調査		
1,754 世帯 (33.6%)	3,465 世帯 (66.4%)	※地区別は、字嘉手納が両地区をまたがるため、面積比率で按分		
2.7 人/世帯	2.6 人/世帯			
35.35 人/ha	63.25 人/ha	人口÷面積		
840 人 (18.0%)	1,467 人 (16.6%)	R2 国勢調査		
1,150 人 (24.6%)	2,123 人 (24.0%)	※※地区別は、字嘉手納が両地区をまたがるため、人口比率で按分		
90.0ha	116.3ha			
26.4% (34.8ha)	45.2% (63.3ha)	H28-30 都市計画基礎調査		
10.2% (13.5ha)	2.6% (3.7ha)			
97.5% (128.7ha)	40.1% (56.1ha)	R2 国勢調査 ※地区別は GIS 面測		
—	—			
—	—			
4 路線	10 路線	H28-30 都市計画基礎調査		
11.7% (15.4ha)	20.8% (29.1ha)			
4 箇所	6 箇所			
18.5ha	13.1ha			
39.65㎡/人	14.78㎡/人	公園面積÷人口		
6 件	10 件	H28-30 都市計画基礎調査		
9 件	11 件	(※合計は基地内 2 件含む)		
5 箇所	8 箇所	町 HP (認可保育所施設、認可こども園、認可外保育施設、公立幼稚園の総数)		
11 箇所 (6 箇所)	13 箇所 (10 箇所)	嘉手納町防災マップ		
1 箇所 (3.8ha)	4 箇所 (5.0ha)	H30 嘉手納町地域防災計画		
1,075 棟 (203 棟)	857 棟 (240 棟)	H28-30 都市計画基礎調査 ※ S55 以前 (旧耐震基準) の建物		
—	42.2ha (30.1%)	国土数値情報 津波浸水想定データ		
19 施設	38 施設	H29 嘉手納町公共施設等総合管理計画		
5 箇所	1 箇所 (1 箇所)	町 HP		
78 戸	191 戸 (182 戸)	H28 嘉手納町住環境整備基本計画、県 HP		
1 校 (小 1)	2 校 (小 1・中 1)	町 HP		

Ⅱ 改定のプロセス



memo



memo

■ 策定スケジュール

日程		件名
令和3年度 (2021年度)	~3月31日	(旧) 嘉手納町都市計画マスタープランの評価・検証
		都市計画に関する基礎調査・データ収集
		空き家・空き地調査
	1月7日~1月21日	町民アンケート調査
令和4年度 (2022年度)	7月27日	職員ワークショップ①
		住民ワークショップ①
	8月4日	住民ワークショップ②
	8月24日	職員ワークショップ②
	7月5日	第1回嘉手納町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
	8月3日	第1回嘉手納町都市計画マスタープラン策定委員会
	10月7日	第2回嘉手納町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
	11月8日	第2回嘉手納町都市計画マスタープラン策定委員会
	1月31日	第3回嘉手納町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
	2月16日	第3回嘉手納町都市計画マスタープラン策定委員会
令和5年度 (2023年度)	7月5日	第4回嘉手納町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
	7月14日	第4回嘉手納町都市計画マスタープラン策定委員会
	7月20日	第1回嘉手納町都市計画審議会
	11月7日	第5回嘉手納町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
	11月21日	第5回嘉手納町都市計画マスタープラン策定委員会
	11月29日	第2回嘉手納町都市計画審議会
	12月25日~1月21日	パブリックコメント
	1月10日	住民説明会__東部地区
	1月11日	住民説明会__西部地区
	2月15日	第6回嘉手納町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
2月22日	第6回嘉手納町都市計画マスタープラン策定委員会	
令和6年度 (2024年度)	5月22日	第3回嘉手納町都市計画審議会
	6月24日	嘉手納町議会承認 (嘉手納町都市計画マスタープランの改定)

Ⅲ 改定体制

嘉手納町都市計画マスタープラン策定委員会

区分	役職	氏名	備考
委員長	琉球大学 教育学部 教授	國吉 真哉	学識
副委員長	(公社) 沖縄県建築士会中部支部	福地 亮太	学識
委員	嘉手納町商工会 会長	村山 博子	町内団体
	嘉手納町観光協会 会長	仲田 裕治	町内団体
	自治会長会 東区自治会長	仲宗根 朝也	町民
	自治会長会 南区自治会長	大城 朝功	町民
	ニライ消防本部 嘉手納消防署 署長	當山 亮	関係行政団体
	沖縄県 都市計画・モノレール課長	下地 英輝	関係行政団体

嘉手納町都市計画審議会

区分	役職	氏名	備考
会長	学識者	上江洲 安秀	学識
副会長	商工会会長	村山 博子	町民
委員	学識者	新垣 稔	学識
	商工会副会長	東江 清隆	町民
	商工会理事	仲眞 良邦	町民
	商工会理事	新垣 房枝	町民
	嘉手納町観光協会事務局長	佐々川 英樹	町民
	ニライ消防本部本署長	當山 亮	町民
	嘉手納町社会福祉協議会事務局長	世名城 盛泰	町民
	西区自治会長	古謝 勝良	町民

嘉手納町都市計画マスタープラン庁内検討委員会

区分	役職
委員長	副町長
委員	総務課長
	企画財政課長
	基地渉外課長
	子ども家庭課長
	福祉課長
	産業環境課長
	上下水道課長
	教育総務課長
	社会教育課長
	中央公民館長

IV 用語集

	用語	解説	頁
A	AI	人工知能 (Artificial Intelligence) の略称。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになった。	25,94
	DX (デジタル・トランスフォーメーション)	「Digital Transformation」の略で、IT (情報技術) が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。ビジネス分野だけでなく、広く産業構造や社会基盤にまで影響が及ぶとされる。デジタル変革。	25
	IoT	Internet of Things の略。「モノのインターネット」と訳される情報通信技術の概念を指す。パソコンやスマートフォンだけではなく、冷蔵庫や洗濯機などの日常的に使用する家電も含め、自動車、ロボット、施設など様々な「モノ」がインターネットに接続され、情報伝達できるようになることを意味する。	94
	MM (モビリティ・マネジメント)	一人一人のモビリティ (移動) が、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策のこと。	53
	Park-PFI	都市公園法第 2 条の「公募設置管理制度」を指す。公園に施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定し、民間の資金やノウハウを活用して施設整備や管理運営を行うこと。	24,58,59
	PPP/PFI	PPP (Public Private Partnership) とは、行政 (Public) と民間 (Private) が協力して公共事業などを行うことで、公共サービスの質の向上が期待される。PFI は、Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法で、PPP のひとつの手法である。	24
	SDGs	Sustainable Development Goals の略。2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (具体目標) で構成される。	64
	TDM 施策 (交通需要マネジメント)	交通需要マネジメント (Transportation Demand Management)。 自動車の効率的利用 (相乗り・カーシェアなど) や公共交通への利用転換、朝夕のピーク時間帯を避ける (時差出勤、フレックスタイムなど) など、交通行動の変容を促して道路交通混雑の緩和に向けた取り組み。	53
あ	アセットマネジメント	本計画では、道路や橋梁などの社会インフラ (公共施設) について、将来的な損傷・劣化等を予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行うこと。	27
	インフラ	「インフラストラクチャー」の略で、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。	24,25,27,31,68,94

用語		解説	頁
	ウォークアブル	新たな時代のまちづくりの方向性におけるキーワードのひとつ。居心地のよい、人中心の空間をつくり、まちに出かけたくなる、歩きたくなるまちのようす。令和元年6月に国が「居心地がよく歩きたくなるまちなか」を形成する提言をまとめた。	25,31,53,87
	オーシャンフロント	本計画では、市民が居住や労働・娯楽・交通などの都市活動の諸環境として利用できる、水際線に接する陸域周辺および水域を併せ持った地域を指す。	32,34,38,41,42,59,68,85,88
か	カーボンニュートラル	地球上の温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量を均衡させること。温室効果ガスの排出量をゼロに抑えることは現実的には難しいため、排出した分については同じ量を吸収または除去することで、「差し引きゼロ（ニュートラル）にする」という意味である。	49
	官民連携	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など、様々な方式がある。	88
	急傾斜地崩壊危険箇所	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害の恐れがある区域のこと。	8
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。	31,68
	グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。	52,53
	減災	災害時の被害を最小限にとどめるため、事前の準備や対策を進める考え方や取り組みを指す。防災が被害を「防ぐ」、被害を出さないことを目指すのに対し、ある程度の被害を想定したうえで、その被害をできるだけ「減らす」ことを目指している。	64,66
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。	24
さ	シェアサイクル	他の人と自転車をシェア（共有）し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法のこと。	52, 53
	自主防災組織	住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに立って、自主的に防災活動を行う組織のこと。	24,66
	循環型社会	循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）による位置づけであり、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。	27,68
	人口集中地区(DID)	市区町村の区域内で人口密度の高い地区。人口密度が1km ² あたり4,000人以上で人口が5,000人以上の地域。	10
	人口フレーム	将来推計人口に、政策・施策等の効果・影響を加味し想定した人口。	35

	用語	解説	頁
	ストリートファニチャー	街路や道路に様々な目的で設置されるものや設備の総称。 例：椅子・ベンチ、テーブル など	53
	スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組。	25
	セーフティネット	セーフティネットとは、経済的なリスクが発生した際に安全や安心を提供し、保護する仕組みの総称。 住宅セーフティネット制度は、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保が必要な方（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない賃貸住宅を「セーフティネット住宅」として登録し、住宅確保要配慮者に提供を促す仕組みである。	67
	ゾーン 30/ ゾーン 30 プラス	ゾーン 30 とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km/h 毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。 ゾーン 30 プラスでは、速度規制や通行規制のほか、ハンプやライジングボラードなどの物理的デバイスを組み合わせて交通安全の向上を図る。	53
た	脱炭素社会	脱炭素社会とは、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出がゼロの社会を指す。2020 年 10 月、当時の菅内閣が「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」とし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。	27,64,68,94
	地区計画	都市計画法に基づく制度のひとつで、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るため、生活に結びついた地区を単位として、建築物のつくり方や道路・公園などに関する地区独自のルールを定めるもの。	77
	都市機能	本計画では、都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）を指す。	22,26,33,38,41,42,84,92
	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害のおそれがある区域」である「土砂災害警戒区域」の通称で、土砂災害が発生した場合「住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域」で「警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域」のこと。	18
	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のなかでも、土砂災害が発生した場合「建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域」である「土砂災害特別警戒区域」の通称で、「一定の開発行為や居室を有する建築物の構造が規制されている土地の区域」のこと。	18
は	パーク＆ライド	駅・停留所に近接した駐車場までを自動車で移動し、駐車したあと、公共交通に乗り換えて目的地へ移動することを意味する。	52
	ハード・ソフト	本計画では、ハードは公共施設や防災設備など有形の公共資産を指し、ソフトは住民の避難行動を促すための対策や施策のことを示す。	27

	用語	解説	頁
	バリアフリー	障がいのある人、高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているバリアを取り払い、不便なく暮らすことができるようにすることを指す。	51,64,67,76,86,87
	バンタ（ハンタ）	沖縄の言葉で、端、崖のふち、高くてよく眺望が得られる場所を指す。	89
	ビッグデータ	スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。	94
	ヒト・モノ・コト	本計画では、「ヒト」は町民や来訪者、「モノ」は商品やサービス、「コト」はヒトやモノによりもたらされる体験や経験、情報などを指す。	33
	避難場所 / 避難所	避難場所：火災などから身を守るため、一時的に逃げ込む先（公園など）。 避難所：災害などのため自宅で過ごすことが困難になった時に一定の期間、避難生活をする場所（学校、コミュニティセンターなど）。	58,60,77,78,87,88
	ビュースポット	ビュースポット（視点場）とは、景観を眺めることのできる場所のこと。	89
	フィーダー交通	交通網において幹線と接続し、支線の役割をもって運行されるLRTや基幹バス（BRT）、路線バス等をいう。	52
	ポケットパーク	都市の中の憩いや休憩の用途に供する小さな空間のこと。	61,62
ま	モータリゼーション	自動車が普及し、人々の生活で広範に利用されるようになる現象のこと。	25
	モビリティ	英語の「Mobility」の直訳は“移動”や“移動性”を意味する。 本計画では、移動手段や移動の道具を指す。	52,53
や	ユニバーサルデザイン	世代や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのこと。	53,67
	用途地域	都市における住居、商業、工業などの適切な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。	3,10,13,15
ら	ライフライン	英語の意味は命綱であるが、日本では、電気、ガス、水道などの生活や生命の維持に必要なものを指す。	66
	リノベーション	既存建築物に改築や修復を施し、用途や機能を変更したり性能を向上させることで価値を高めること等を指す。	84, 85
わ	ワークショップ	様々な立場の参加者が地域の魅力や課題等について、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめる場のこと。	92

－ 未来を描く嘉手納町 －
嘉手納町都市計画マスタープラン

平成18年1月 当初策定

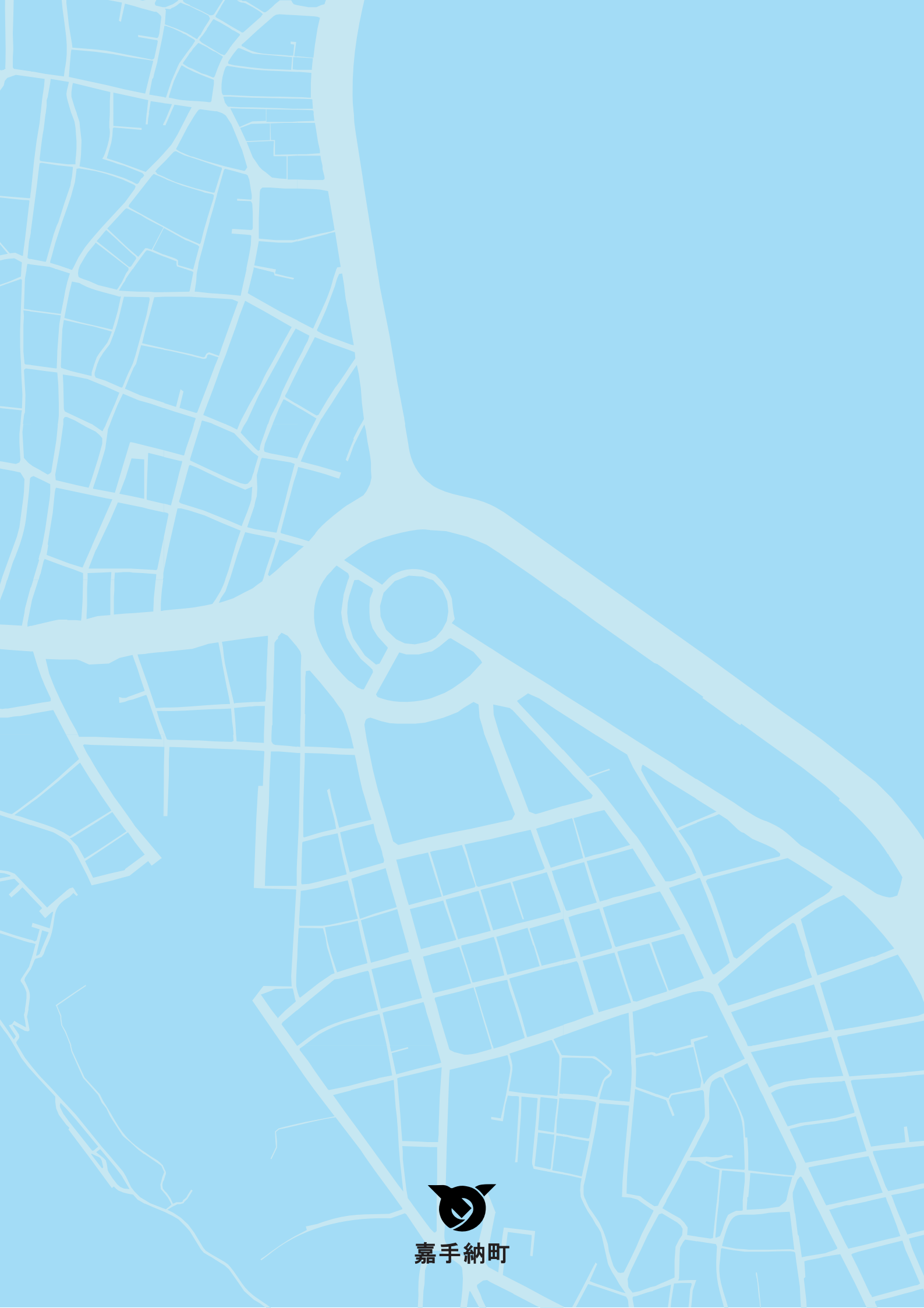
令和 6年6月 改定

【編集・発行】

嘉手納町都市建設課

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588

TEL : 098-956-1111



嘉手納町